



ポジション・ペーパー: 日加租税条約

在日カナダ商工会議所は日加貿易障壁の部分的撤廃のために、両国間の租税条約を改正すべきであると確信する。

本ポジション・ペーパーは日加租税条約と日米租税条約との間に存在するある種の不均衡を取り上げるものである。日加租税条約が改正されなければ、その不均衡はカナダ企業やカナダの事業家の競争力に大きな否定的影響を及ぼすであろう。

租税条約の一般的な目的は二重課税を回避するとともに財務面での脱税を防ぐことである。二重課税の減少は今度は貿易の増大をもたらし、条約締結国間の経済効率を高める。租税条約は、二重課税の廃止に加えて(1)租税の支払い者に外国の司法管轄下での税負担の可能性についてより明確な認識をもたらし、(2)租税支払い者がその司法管轄下で差別的課税の対象とならないようにすることにより、貿易や投資への障壁を低くするとともにこれらの障壁に伴う非効率性を廃除する。

カナダと日本の両国ともに相互の関税障壁を撤廃または減少させることにより経済的恩恵を受ける。これらの恩恵には、(1)カナダ側の投資家たちにとってのコスト減少や、これに相応する彼ら投資家たちの国際的競争力の強化、それに(2)日本側の投資家たちのカナダに対する投資のコスト減少と、これに伴うカナダへの投資促進の可能性の増大、が含まれる。

日米所得税条約および議定書は 2003 年 11 月 6 日に調印され(「対米条約」という)、2004 年 3 月 9 日の米国上院による批准を経て、2004 年 3 月 30 日に発効した。この対米条約は二重課税の主要項目の除去または減少による貿易・効率の拡大を果たす上で現行の日加租税制度よりはるかに進んだものとなっている。対米条約と、1986 年 5 月 7 日に調印され、1999 年 2 月 19 日調印の議定書により改定されたカナダ-日本所得税条約・議定書(「対加条約」という)の相違点には以下の項目が含まれている。

1. ロイヤルティーズ(使用料)

対米条約: ロイヤルティーズに関しては、源泉課税を非課税としている。特許や商標を受けた無形知的財産権に対する使用料を現地政府による源泉課税が免除されるため、発生する使用料は他の事業利益と同様の方法で正味ベースにより居住国のみによって課税される。重要なことは、これは日本が同使用料に対する現地政府による源泉課税の撤廃に同意した最初の条約であるという点である。

対加条約: ロイヤルティーズは、その総額の最大 10%までは源泉課税の対象とされている。

2. 配当

対米条約: 他国株主への配当に関する現地政府による源泉課税を廃止するか、もしくは著しく減少させている。

対加条約： 会社間支払い配当、すなわち配当支払い企業の議決権ある株式の25%以上を保有する企業が受け取る配当については、6ヶ月間の保有要件に従うが、一般的にはその総額の5%まで源泉課税の対象となる。

その他すべての配当は、その総額の最大15%まで源泉徴収課税の対象となる。

3. 利子支払い

対米条約： 財務サービス企業および年金ファンドが得た利子収入を含め、重要な種類の利子について現地政府による源泉課税を廃止している。

対加条約： 財務サービス企業および年金ファンドが得た利子収入を含め、大部分の種類の利子についてはその総額の最大10%まで源泉課税の対象となる。カナダの国内法はある種の利子の支払いは源泉課税の対象とはしない(例：5カ年の借入金除外)ことを定めている。

4. キャピタル・ゲイン(資本利得)

対米条約： 不動産および再編成された金融機関等の少数の例外を除いて源泉課税は廃止されている。

対加条約： キャピタル・ゲインは、(船舶と航空機を除き)無制限に源泉課税の対象となっている。

上記の不均衡は特にカナダ人たちを米国の競争者と比べて弱い立場に追い込んでいる。

政府による行動がなければ、これらの不均衡はカナダの企業や事業家のための事業機会を減少させ、国際貿易におけるカナダ企業・事業家の競争力に甚だしい悪影響をもたらす可能性が大きい。米国と日本が世界における2大エコノミック・パワーであるという事実は、これによる利害関係を極めて大きなものとしている。行動しないリスクは、カナダの企業や事業家にとっては耐えられないものである。

我々はカナダと日本の両国の政府に対し、カナダー日本と米ー日との源泉課税比率の不均衡を是正する措置を直ちに取るよう要請する。両国は、カナダ企業・事業家たちが日本において他の大国と等しい立場で競争できるようにするため、こうした措置を直ちに実施せねばならない。

以上

2004年8月